

第3章 移行経済下ミャンマーの金融セクター

著者	久保 公二, 福井 龍, 三重野 文晴
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	546
雑誌名	ミャンマー移行経済の変容 : 市場と統制のはざま で
ページ	97-142
発行年	2005
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00011967

第3章

移行経済下ミャンマーの金融セクター

久保公二・福井龍・三重野文晴

はじめに

本章の目的は、ミャンマーの金融システムの市場移行期における変容の特徴を整理・把握することにある。1989年から軍政のもとで始められた対外経済開放は、その後数年を待たずに財政、金融セクターを含む広範囲の移行経済的改革へと拡大した。約15年間を経た現段階から振り返ってみると、それらのなかにはその後完全に頓挫してしまったかにも見える改革分野もあれば、紆余曲折を経つつも、民間部門の自律的なダイナミズムに影響を受けながら大きな構造変化を遂げた分野もある。ミャンマーの金融セクターは、財政、為替制度などの問題とは対照的に、紆余曲折のなかで、改革前の構造が根本から崩れ去って、新しい構造が生成されつつある分野とみることができよう。

本章の作業のひとつは、このミャンマーの金融セクターに焦点をあて、その変遷・概要を整理し、民間銀行が形成・成長する過程にどのような特徴があったかを検討することである。そのうえで、2003年に発生した銀行取付けの位置づけを探りたい。ミャンマー金融セクターの大きな部分は銀行セクターによって占められ、それは主に1975年にモノバンク制から再構成された国有銀行と、1990年の金融機関法に基づき1990年代半ばに新規設立された民間銀行から構成される。この15年間の銀行セクターの構造変化は、国有銀行が従来の経営構造にとどまるなかで、民間銀行が急成長してくる過程を基調と

している。そのあいだ、外国銀行の参入、証券市場の創設、民間銀行による外為業務など金融システムを多様化、重層化する試みがなされたが、それらは事実上頓挫したものが多く、現段階では十分な機能を果たすには至っていない。そして民間銀行の成長も2000年代に入ると鈍化し、2003年2月には初めて一部銀行で取付けが発生するに至った。2003年以降現在まで、民間銀行部門は、銀行の合併、問題銀行の取引凍結、その他銀行の成長の再開、さらに取付けの再燃、銀行の閉鎖といった出口の見えない混乱のなかにある。

本章のもうひとつの作業は、このようなミャンマー金融システムが、移行経済一般の構造と比較して、どのような特徴をもつものであるのかを検討することである。ミャンマーの改革は、財政・金融についてみるかぎり移行経済の一類型であり、基本的には移行経済に共通の特徴を内包しながら、一部に特有の課題を抱えているとみるべきであろう。たとえば、財政と金融の分離の点では、ミャンマーは、ベトナムなどと比較して国有企業と財政との分離が不明確で、そのことが経済の移行過程と銀行セクターの発展に影響を与えているように思われる。本章ではこの点について、地域的共通性もち発展段階が比較的近い他の CLMV 諸国と比較して検討を進めていく。

本章の構成は以下のとおりである。第1節では、ミャンマー金融システムの沿革と現在の金融セクターを構成する各要素を概観する。第2節では、民間銀行の発展経緯とその経営構造の特色を整理する。第3節では、2003年2月に発生した銀行取付けについて考察する。第4節では、ミャンマーの金融システムを他の CLMV 諸国と比較し、その特色を浮き彫りにする。最後に、まとめとする。

第1節 ミャンマーの金融システム

1. 金融制度の変遷

最初に、ミャンマーの金融システムの概観を行う。ここでは金融制度と政策の変遷をあとづけ、ミャンマー金融システムの中心である銀行セクターの発展過程と構造を概観する。

(1) 自由化以前

1980年代以前の「ビルマ式社会主義」体制下では、それ以前の民間商業銀行24行（外国銀行14行、国内銀行10行）が1963年に国有化され⁽¹⁾、1969年にさらにビルマ連邦人民銀行（Peoples' Bank of the Union of Burma）に統合され、モノバンク制が敷かれてきた。その後、1975年に国有企業改革が実施された際に金融制度について見直しが行われ、新しい銀行法が制定された。翌年ビルマ連邦人民銀行は分割され、ミャンマー中央銀行（Central Bank of Myanmar。以下、中央銀行と表記）のほか、商業銀行（ミャンマー経済銀行〈Myanmar Economic Bank: MEB〉）、外国為替銀行（ミャンマー外国貿易銀行〈Myanmar Foreign Trade Bank: MFTB〉）、農業銀行（ミャンマー農業銀行〈Myanmar Agricultural Bank〉）、保険会社（ミャンマー保険公社〈Myanmar Insurance Corporation〉）の四つの専門金融機関が誕生した。しかし、その段階では民間銀行の設立は認められず、引き続き政府部門が金融システムを独占する体制が続いた。金融機関は国家の一部として、国有企業を含めた公的部門に資金を供給し、赤字を補填する役割を与えられ、財政と金融の仕切りはほぼ無きに等しい状態であった。

(2) 金融制度改革

1988年以降、外資法制定や民間貿易解禁に代表される経済改革による市場

経済への移行開始とともに、金融制度の改革も始められた。まず1989年に、1975年以来不変であった金利体系の変更が行われ、各種金利が引き上げられた。また同年、それまで国有企業に認められていた銀行からの借入が禁止され、個々の国有企業勘定は中央銀行が財政勘定とともに一元的に管理する国家基金勘定（State Fund Account: SFA）に統合された⁽²⁾。これは、深刻化する国有企業の累積債務への対処として、個々の企業の自主再建を断念し、政府主導で問題を解決することを意図した措置によるものである（〔西澤2000: 128〕）。1990年には「金融機関法」、「中央銀行法」および「農業農村開発銀行法」の3法が公布された。「金融機関法」により民間銀行の設立が認められ、1992年以降1997年までに20行の設立・参入が生じている。「中央銀行法」は中央銀行の役割を「国内外におけるミャンマーの通貨の価値の維持」と定め、そのために金融政策を実施する権限を同行に与えた。同法では、中央銀行の管理をそれまでの政府による直轄から、財政歳入省（Ministry of Finance and Revenue）を中心に構成される理事会の管理に移行させ、中央銀行の独立性が一定程度規定されている。これらの一連の措置によって、財政と銀行部門との間にようやく一定の境界が引かれるとともに、二層構造（中央銀行と商業銀行）による現在の銀行部門の姿の基礎が定着することとなった。

二層銀行システムの成立とともに、1990年代半ばには金融部門の近代化に向けた政策がとられた。資本市場整備の第一歩として1996年に国有銀行であるMEBと日本のシンクタンクの合弁により、同国初の証券会社であるミャンマー証券取引センター（Myanmar Securities Exchange Center Ltd.）が設立され、売買取次業務や新規株の引受け業務、株式取引を相対取引から店頭市場に集中させることを目的に一般啓蒙活動などを開始した⁽³⁾。軍政によるこうした一連の金融改革は、諸外国から自由化推進の期待感を以って迎えられ、「金融機関法」によって法的に可能となった外国銀行の参入も、駐在員事務所を設置した外銀と国内銀行による合弁プロジェクトとして1996年に申請されるに至った（富士銀行とヨーマ銀行〈Yoma Bank〉ほか5プロジェクト）。

(3) 自由化の停滞

しかしながら1990年代半ばに入ると、ミャンマーでは国内政治情勢が緊張化し、1997年のアジア危機、貿易赤字の拡大と外貨準備の急減に苦しむことになる。軍政は対外開放政策を修正、内向き政策へと転換して、進むかにみえた金融改革は停滞し、むしろ逆行的な施策がとられることとなった。すなわち、外貨規制の強化を目的として、いったんは民間銀行（9行）に認められていた外国為替取り扱いの許可が1998年に撤回され、この業務は国有銀行に集約された。外国銀行による合弁プロジェクトはその申請がついに認められることなく潰えた。金融当局による金利規制、業務分野規制は引き続き硬直的であり、銀行店舗政策は競争制限的な姿勢が堅持された。一方、高インフレ下における規制金利によって銀行部門は中長期的発展を望める状況になく、短期金融市場の創設や銀行経営近代化のための環境整備など金融インフラ整備は、その必要性が一部識者から常に指摘されながらも、道筋が示されないままで推移している。また、金融監督体制については、銀行の健全性原則とプルデンシャル規制は法・規制的には一応整備されたものの、中央銀行の専門性向上・監督能力の改善諸策もとられてきていない。

1990年代末以降のこうした金融改革停滞は、一面では、銀行セクターと金融監督能力の脆弱さが改善されない状況下において、自由化・開放政策によって国内金融部門が不安定化することに軍政当局が強い警戒感をもっていることを反映していると考えられ、それがかえってマクロ経済運営の矛盾と相俟って、金融部門のシステミック・リスクを高めてしまっているように見受けられる。後述する2003年2月の銀行取付けもこのような背景のもとで発生した。ミャンマー金融部門には、将来の方向性と制度改革のグランドデザインが不可欠であり、こうした政策の欠如は再び経済の地下化を深刻化させマクロ経済改革に対するマイクロ面のボトルネックを作り出してしまう危険性をもっている。

2. 国有銀行の沿革と現状

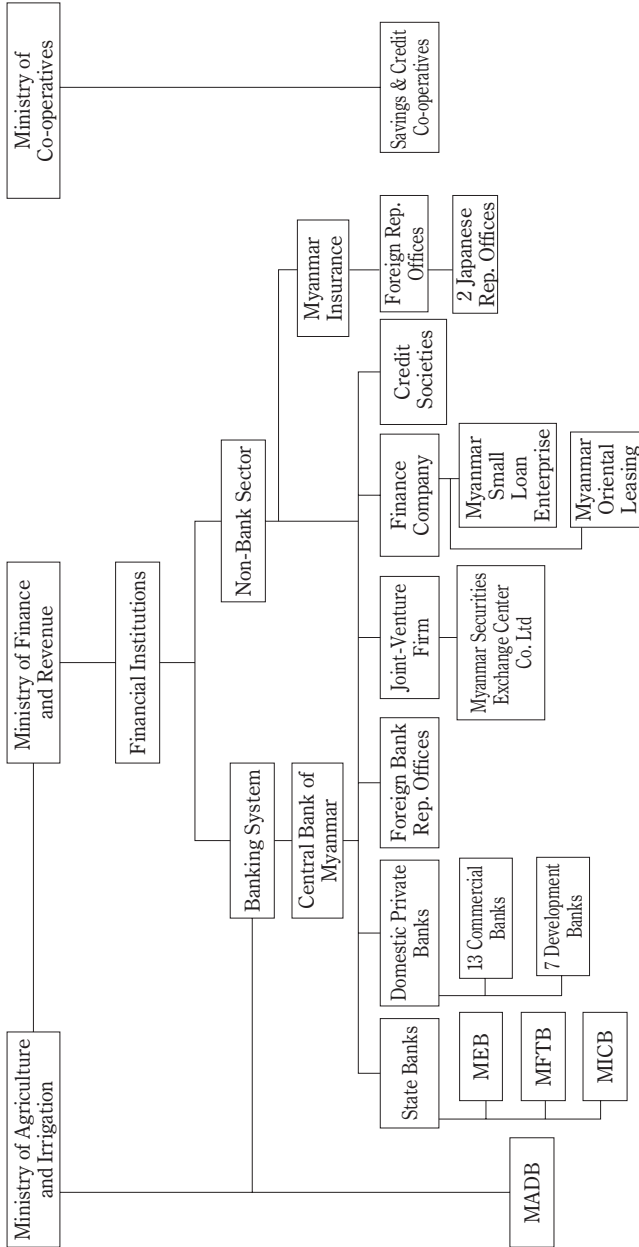
現在のミャンマーにおける金融システムは図1のように示すことができる。ここでは、その中心となる銀行部門の現状について主に2003年2月の銀行取付け前までの状況を概観しよう。以下、国有銀行、民間銀行、その他金融機関の順に整理する。

MEB、ミャンマー投資商業銀行（Myanmar Investment and Commercial Bank: MICB）、MFTBは金融機関法によって国有銀行と規定され、その会長は財政歳入省が任命し、職員は公務員扱いとなっている。金融機関法では銀行経営は役員会が運営すると規定されているが、重要な判断は事実上中央銀行総裁あるいは財政歳入大臣に仰ぐこととなっている。いまひとつの国有銀行であるミャンマー農業開発銀行（Myanmar Agricultural Development Bank: MADB）は法的に中央銀行の監督・規制下ではなく、農業灌漑省（Ministry of Agriculture and Irrigation）の管轄である。

(1) ミャンマー経済銀行（Myanmar Economic Bank: MEB）

MEBは1976年に設立され、店舗・事務所数311と国内最大のネットワークをもつ商業銀行である。預金・融資を扱うほか、政府の公金取扱い機関としての性格も有する。1989年に国有企業勘定がSFAに統合されて以降、融資対象は対民間企業が大宗を占め（民間企業96%、組合2%、国有企業2%）、取引企業数は約3万社、業種別には商業・サービスが約65%、工業が約25%、運輸・建設が約10%とされる。少なくとも近年までは道路・橋・通信などのインフラ整備関連投資で民間企業が担うプロジェクトについては低利融資・政府保証付きの「政策融資」を行っていた⁽⁴⁾。ただし、その「政策性」判断の基準は文書化されておらず低利融資・政府保証の適用基準は不明確であるなど恣意性の入り込む余地は大きく、政府側での認定に多く拠っていたものと考えられる。こうした「政策融資」にかぎらず、同行には貸出分野に關す

図1 ミャンマーの金融システム



MEB: Myanma Economic Bank

MFTB: Myanma Foreign Trade Bank

MICB: Myanma Investment and Commercial Bank

MADB: Myanma Agricultural Development Bank

(出所) 各種資料より筆者作成。

る政策が明確に存在するようには見受けられない。

MEB の総資産は2000年3月末で6988億チャット、ただしこのなかには SFA の取り扱いによる両建ての勘定が5694億チャット含まれ、貸出残高は667億チャット、預金残高は1034億チャットである。1998年3月末には一行で全銀行預金シェア56%を占めていたが⁽⁵⁾、その後アジア・ウェルス銀行 (Asia Wealth Bank: AWB) など民間銀行預金が急激に伸びたためウェイトを下げた。しかし2003年2月以降の銀行危機による民間上位行の資産収縮のため、再び MEB が資金量としては第一の地位を占めていると推測される。同行の財務体質は、1996/97年度、1997/98年度にそれぞれ20億チャット、6億チャットの損失を計上し、1999/2000年度もほぼ収益ゼロを計上するなど収益力は非常に脆弱である。不良債権は公表されていないが1999年3月末で推定28%⁽⁶⁾と高く、その後貸出姿勢はより慎重化しているものの(預貸率は1997/98年度の79%から1999/2000年度の65%に低下)、依然高い水準にあると推測される。同行の審査能力や効率性は低いとの見方が支配的であり、人材教育も手薄で、業務の近代化は甚だしく遅れている。

(2) ミャンマー投資商業銀行 (Myanmar Investment and Commercial Bank: MICB)

MICB は1988年に制定された外国投資法に基づいて1989年に MEB の下部組織として新設され、1990年に金融機関法に基づいて独立した金融機関である。国内および外資系企業、および外資系企業と国有企業の合弁プロジェクトに対する中長期融資や、関連する金融サービスの提供、外国為替業務を主な業務とし、ヤンゴン本店の他にマンダレーにも支店を有する。その資産規模は非常に小さく(2000年3月末総資産88億チャット)、貸出残高33億チャット、預金残高70億チャット(全銀行預金シェア2%未満)にすぎない。また長期貸出はポートフォリオの約4分の1と推測される。同行は国内企業および外資双方に対する総合的金融サービスができる唯一の銀行とされているが、現状ではごく限定的な役割を果たすにとどまっている。

(3) ミャンマー外国貿易銀行 (Myanmar Foreign Trade Bank: MFTB)

MFTBは、その起源としては1954年の国立商業銀行法にまで遡るが、モノバンク体制への統合ののち1976年にビルマ連邦人民銀行の外国為替部門を母体に設立された。同行は、政府、国有企業および民間企業に対する外国為替業務を中心業務としており、現在民間銀行に外国為替業務が認められていないため、それらの業務は事実上同行が独占した形となっている。預金業務としては政府や輸出企業の外貨建預金を預かり、貿易関連業務ではL/C開設などの与信は行うものの、その他の貿易金融サービスは行っていない。貿易金融サービスの限定性はむしろ貿易を管轄する商務省などの意向に影響されていると考えられるが、たとえば民間企業に対するL/C開設においても金額の100%に相当する外貨預金の預託を受けるまで開設に応じないなど、ユーザーの利便性がきわめて悪いことが長らく指摘されている。総じて同行業務は与信リスクの発生を避ける形で展開されており、その意味で、独立した銀行経営がなされているとは言いがたいものがある。

(4) ミャンマー農業開発銀行 (Myanmar Agricultural Development Bank: MADB)

MADBの前身は1976年設立のミャンマー農業銀行であり、モノバンクであった人民銀行の農業融資部署から独立したものである。その後1990年にミャンマー農業開発銀行に名称変更、さらに1997年にミャンマー農業開発銀行法に基づき現在の組織に改組された。1996年以降、事業は農業灌漑省管轄となっている。

融資は季節性貸付および期間貸付を中心とする。融資は無担保であり、顧客数は同行報告によると農民約150万人とかなり多い。季節性貸付は1年以内の融資で通常34ヵ月後の収穫時期に返済される。融資額は2000/01年度において雨期作物向けが99億チャット、冬期作物向けが21億チャット、事前雨期作物向けが1億6000万チャットの交付がなされた。期間貸付は4年内と5

年の2種があり、融資残高は2001年11月末で合計62億チャットであった。金利は季節性貸付、期間貸付ともに15%となっている。同行は金融機関法に基づいて中央銀行が監督する金融機関ではないため、法的には規制金利以上取することも可能だが、現実には中央銀行の金利規制に一貫して従っている。モノバンク下の農業融資時代（1953年以降）以来、与信にはいわゆる村落銀行（village bank。全国に1万2000以上）を対象としていたが、1998年以降、事業効率化を目的として農民グループ直接融資に移行を始め、2000年頃に移行を完了した。現在では農民5～10人がグループ1単位を構成して連帯保証にて資金を借りている（グループ数は全国で約30万）。全国に216の支店があり（1支店当たり従業員は15～20人）、融資規模1件当たり1万から1万5000チャットと小さい。

同行の預金は、とくに1993年以降「農村貯蓄奨励制度」（預金の数倍額の借入可能）により動員を図ってきたが、2000年3月時点で残高21億チャットと少ない。預金が資金需要に満たないため、中央銀行からは10%の金利で短期借入を行い季節性貸付に充当している⁽⁷⁾。同行の帳簿上、借入返済率は概ね100%で不良債権比率は0.1%と低い（不良債権の定義は1カ月以上の延滞）。この好成績の要因としては、村落銀行の時代からコミュニティ組織化が成功しており、社会主義の放棄後も村落内の信用情報の質の高さを享受できたこと、1件当たりの貸付額が小さく農民にとっては返済の優先順位を高くしても大きな支障はないこと、などが考えられる。

以上のように、他の国有銀行と異なり、MADBは伝統的な農民支援の制度的金融の唯一の存在として一定の役割を果たしてきている。また、銀行経営上も多くの国において政府系農業銀行が陥った低い返済率による破綻の問題からは免れている。ただし、制度融資としての農業増産ないし効率化へのインパクトはかなり限定的とみられ、農業部門の多大な資金需要に比して資金量はきわめて限られている。貯蓄動員が限られているため自律的・持続的な金融モデルを実現しているわけではなく、また、農民による非農業事業、農村における農業関連投資などは対象とせず、農業部門全体の振興を支援す

る公的な開発銀行としても十分機能していない。

3. 民間銀行の特徴

アジア開発銀行の統計によると、表1にあるように2001年3月末で民間銀行合計の総預金残高は3340億チャット、総貸出残高は2070億チャットである。また、銀行取付け以前の時点で銀行数は20行である（表2）。業務性

表1 銀行預金、貸出規模の推移

(1) 預金		(単位：100万チャット)					
	1998	1999		2000		2001 (推定)	
			対前年度比 伸び率 (%)		対前年度比 伸び率 (%)		対前年度比 伸び率 (%)
総預金	145,789	210,360	44.3	319,518	51.9	485,000	52.0
要求払い	35,818	47,751	33.3	83,135	74.1		
貯蓄性	109,971	162,609	47.9	236,383	45.4		
民間銀行預金	66,039	115,826	75.3	204,831	76.8	334,000	63.0
民間銀行構成比	45%	55%		64%		68%	
民間銀行貸出に占める 上位7行の比率	—	83%		88%		90%	
(2) 貸出		(単位：100万チャット)					
	1998	1999		2000		2001 (推定)	
			対前年度比 伸び率 (%)		対前年度比 伸び率 (%)		対前年度比 伸び率 (%)
総貸出残高	114,543	142,318	24.2	188,728	32.6	279,000	48.0
対国有企業	17	17	—	7	—		
対民間企業計	114,526	142,301	24.2	188,728	32.6		
対組合	5,502	3,249	-4.1	1,826	-43.8		
対民間企業	109,024	139,052	27.5	186,895	34.4		
民間銀行貸出	51,207	71,367	39.4	114,732	60.8	207,000	80.0
民間銀行預貸率	78%	62%		56%		62%	
民間銀行占有率	45%	50%		61%		74%	
民間銀行貸出に占める 上位7行の比率		78%		83%		87%	

(注) 各期3月末。

(出所) ADB [2001]。民間銀行についてはAWB、ヨーマ銀行、メイフラワー銀行、ミヤワディ銀行、オリエンタル銀行、カンボウザ銀行、ユニバーサル銀行の上位7行の合計。各行に対する聞き取り調査から計算。

表2 民間銀

	名称	許可年月日	設立年月日	所有形態	支店数		
					1998年	2002年	2003年
1	Asia Wealth Bank	1994/11/21	1995/4/30	民間銀行	13	39	39
2	Yoma Bank	1993/7/26	1993/8/14	民間銀行	21	42	41
3	Kanbawza Bank	1994/8/6	1994/7/1	民間銀行	0	22	23
4	Myanmar Mayflower Bank	1994/3/17	1994/6/9	民間銀行	10	24	24
5	Myanmar Universal Bank	1994/11/21	1995/1/24	民間銀行	7	25	26
6	Myanamar Oriental Bank	1993/7/26	1993/11/18	民間銀行	8	14	15
7	First Private Bank	1992/5/25	1992/10/6	民間銀行	9	15	15
8	Myawaddy Bank	1993/1/1	1993/1/4	半官銀行	0	6	6
9	Cooperative Bank	1992/8/3	1992/8/21	半官銀行	0	8	8
10	Myanmar Livestock and Fisheries Development Bank	1996/2/9	1996/2/15	半官銀行	3	7	8
11	Innwa Bank	1997/5/15	1996/11/28	半官銀行	n.a.	8	10
12	Yangon City Bank	1993/3/19	1993/4/1	半官銀行	0	1	0
13	Tun Foundation Bank	1994/6/8	1994/6/14	民間銀行	0	5	1
14	Myanmar Industrial Development Bank	1996/1/12	1996/2/15	半官銀行	1	2	2
15	Myanmar Citizens Bank	1992/5/25	1992/6/2	民間銀行	1	1	1
16	Cooperative Promoters Bank	1996/3/22	1996/7/6	半官銀行	n.a.	0	2
17	Cooperative Farmers Bank	1996/3/22	1996/7/6	半官銀行	n.a.	2	1
18	Sibin Tharyaryay Bank	1996/6/26	1996/7/4	半官銀行	0	1	0
19	Asian Yangon International Bank	1994/3/17	1994/10/18	民間銀行	0	0	0
20	Yadanabon Bank	1992/8/27	1992/9/11	半官銀行	0	0	0

(注) 2002年の従業員数については10月現在の値。規模に関する指標の単位は100万チャット。

(出所) Wang [2004: Table1, Table2], 福井 [2004: 表3]。

行20行の概要

従業員数		規模				備考
2002年	2003年	払込資本金 1998年	預金残高 1998年	総資産 2003年	預金 2003年	
3,346	3,005	664	20,345	251,394	212,140	
2077	2016	268	6,131	4,200	n.a.	
1,465	1,400	15	180	7,650	n.a.	
1,213	1,031	480	9,320	156,680	50,642	
1,088	1,500	80	1,550	19,104	21,000	
604	603	170	4,739	23,881	20,477	
459	477	507	2,105	n.a.	6,498	公開株式会社
330	n.a.	300	7,934	n.a.	15,406	MEH の傘下
309	282	50	866	10,277	6,961	協同組合向け金融が中心
258	n.a.	680	1,858	n.a.	3,262	
181	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	4,849	MEC の傘下
167	n.a.	450	5,003	n.a.	3,994	
151	n.a.	70	941	n.a.	n.a.	
141	150	1208	1,930	6,000	2,350	工業団地内企業向け融資が中心
107	105	110	2364	5,849	3,578	公開株式会社
85	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	554	協同組合向け金融が中心
83	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	417	協同組合向け金融が中心
55	60	650	250	2,297	961	辺境部少数民族向け開発金融が中心
28	30	40	189	414	215	
22	n.a.	100	130	n.a.	102	

銀行10, 11, 12の規模については2000年9月末の値。

格の面から分類すると、公務員や軍人を顧客としたり、特定の産業向けに政府主導で設立された銀行がそのうち半数の10を数える。軍人への金融サービスを主体とするミャワディ銀行 (Myawaddy Bank)、ミャンマー工業開発委員会 (Myanmar Industrial Development Committee) 主導で設立され、工業団地に立地する企業への融資を業務とするミャンマー工業開発銀行 (Myanmar Industrial Development Bank)、畜産・水産事業向けのミャンマー畜産水産開発銀行 (Myanmar Livestock and Fishery Development Bank) などがその例である。これらの銀行は「半官銀行」(semi-governmental banks) と呼ばれ、国有銀行とは異なり政府がその株式を直接保有してはいないものの、間接保有を含めて、政府や軍人が経営に与える影響は非常に大きいものと考えられる。たとえばミャワディ銀行の株式はミャンマー・エコノミック・ホールディングス (Myanmar Economic Holdings: MEH) が100%所有しており、MEHは政府および軍人によってその株式を支配されている。インワ銀行 (Inwa Bank) はミャンマー・エコノミック・コーポレーション (Myanmar Economic Corporation: MEC) によって100%所有され、そのMECは政府(軍)が100%所有しているため、実質的には軍政当局が経営権を把握していると考えられる⁽⁸⁾。ミャンマー工業開発銀行の場合は株式の70%は公務員(第1および第2工業省ならびに農業灌漑省)によって設立された基金が保有し、30%は民間人(株主総計約380)が所有している⁽⁹⁾。これらの半官銀行はおおむね小規模な銀行であり、資産規模においてはそれら以外の民間商業銀行が上位を占めている。

2001年3月末で最大手のAWB、それに次ぐヨーマ銀行を含め上位7行のほとんどは「純粋な」民間商業銀行で占められており(例外はミャワディ銀行)、その7行の預金占有率は87%にのぼった(表1)。上位7行の財務構造は、表3のとおりである。7行のうち、株式を一般に公開している銀行はファースト・プライベート銀行 (First Private Bank) のみであり、全体でもミャンマー・シティズンズ銀行 (Myanmar Citizens Bank) との2行にとどまっている。民間銀行の設立主体は貿易業ないし不動産事業などサービス関連業種が多く、上位のAWB、ヨーマ銀行、ミャンマー・メイフラワー銀行 (Myanmar

表3 民間銀行上位7行の財務構造

(1) 損益計算書

(単位：100万チャット)

	1999/00		2000/01	
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
金利収入	18,463	92.1	27,167	90.7
その他収入	1,594	7.9	2,796	9.3
収入合計	20,057	100.0	29,963	100.0
金利費用	13,319	66.4	18,810	62.8
その他費用	2,891	14.4	6,087	20.3
費用合計	16,210	80.8	24,897	83.1
税引前純利益	3,847	19.2	5,066	16.9
純利益	1,452	7.2	1,098	3.7
配当	1,454	7.2	1,074	3.6
純金利収入	5,144	25.6	8,357	27.9

(2) 資産負債表

(単位：100万チャット)

	1999		2000		2001	
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
現預金・預け金	23,364	19.9	26,712	13.2	40,585	11.6
現金	12,812	10.9	19,325	9.5	29,155	8.4
中央銀行預け金	4,641	4.0	3,244	1.6	4,440	1.3
その他銀行預け金	5,912	5.0	4,143	2.0	6,990	2.0
貸付金	58,895	50.2	96,772	47.7	171,25	49.1
国債投資	29,180	24.9	68,390	33.7	122,608	35.1
その他投資	224	0.2	323	0.2	324	0.1
固定資産	2,844	2.4	4,861	2.4	6,655	1.9
その他資産	2,444	2.1	4,694	2.3	6,469	1.9
保証など	462	0.4	952	0.5	1,170	0.3
総資産	117,413	100.0	202,704	100.0	349,062	100.0
預金	102,385	87.2	180,210	88.9	291,701	83.6
要求払い預金	34,459	29.3	60,288	29.7	103,043	29.5
定期性預金	67,925	57.9	119,922	59.2	188,655	54.0
借入 (中央銀行, 国債担保)	4,900	4.2	6,450	3.2	35,006	10.0
その他負債勘定	3,982	3.4	5,303	2.6	6,139	1.8
保証など	462	0.4	952	0.5	1,170	0.3
総負債	111,729	95.2	192,915	95.2	334,016	95.7
払込み資本金	3,145	2.7	5,745	2.8	7,954	2.3
剰余金	2,322	2.0	3,804	1.9	6,746	1.9
当期収益	218	0.2	242	0.1	346	0.1
資本勘定	5,685	4.8	9,791	4.8	15,046	4.3

(注) 上位7行は表1に同じ。

(出所) 福井 [2004]。

Mayflower Bank)などがその典型である。これらのほとんどは、不動産開発ないし建設業(AWB, ヨーマ銀行, ミャンマー・メイフラワー銀行)あるいは貿易業(ミャンマー・オリエンタル銀行〈Myanmar Oriental Bank〉)などで成功した、中国系の事業者が事業展開拡大のなかで銀行業に進出したものである⁹⁰⁾。とりわけ、AWBとヨーマ銀行は、それぞれオリンピック・グループ、サージ・パン・アンド・アソシエーツ(Serge Pun and Associates: SPA)・ファースト・ミャンマー・インベストメント(First Myanmar Investment: FMI)グループという企業群の一角を占めており、後者のコングロマリットはグループ企業数で総数40を数えミャンマー経済に対して強大な力を有している⁹¹⁾。AWBとヨーマ銀行の基本的な役割としてはこれら企業グループへの関連企業貸出を担う主体としての色彩が濃いと考えられる。実際、融資業務では、企業グループ展開のなかで核の位置を占めつつける不動産関連やサービス業が金融の対象として重視し、製造業をはじめとする工業への貸出のウェイトは低い。両銀行は消費金融分野への進出に積極的であるが、これは一定の規模の経済を追求できる段階となった商業銀行としての事業展開であるとともに、グループ事業の諸サービス業や不動産開発・販売支援としての役割も大きいことが背景にあるとみられる。

既述のようにミャンマーの民間銀行の歴史は浅く、現在の20行のうちもっとも古いものでも12年目の事業年度に入っているにすぎない。国有銀行やその他の金融機関をすべて含めて、ミャンマーの金融セクターの付加価値はGDPの0.1%にしかすぎず、産業としての裾野はいまだ小さい。民間銀行合計の従業員数は1万2000人と雇用の面でもウェイトは低い。銀行店舗数をみると、民間銀行合計で251(福井[2004]参照)であり、MEBの311を下回り、MADBの216を少し上回る程度の規模である(表4)。民間銀行のみでは全国平均で人口100万人に対して5.8店舗、州別では人口当たり店舗数をもっとも多いヤンゴン管区でも100万人当たり17.8店舗と事業展開はいまだしの感が強い。なお、MEBおよびMADBを合算しても全国平均で人口100万人当たり18.0店舗と水準としては低く(もっとも多いカイン〈Kayin〉州で46.7店舗)、

表4 銀行の店舗数と銀行アクセス環境

	店舗数	100万人当たり 店舗数	地域による格差
全銀行	778	18.0	13.3 (モン州)～46.7 (カイン州)
MEB	311	7.2	5.4 (マンダレー管区)～20.0 (カイン州)
MADB	216	5.0	2.1 (シャン州)～13.3 (カイン州)
民間銀行	251	5.8	0.0 (チン州)～17.8 (ヤンゴン管区)

(注) MEB: ミャンマー経済銀行。MADB: ミャンマー農業開発銀行。

(出所) 福井 [2004]。

国民の銀行アクセスは限られている。

4. その他の金融機関

(1) 外国銀行

ミャンマーでは現在まで外国銀行による銀行業務は認められておらず、駐在員事務所の開設のみが可能である。1992年に最初の申請が許可されて以降49の外銀が事務所を開設したが、その後の経済成長鈍化、対内投資の停滞、開放政策の停止などによって2003年には36事務所にまで減少した。たとえば1998年には、タイの進出6行のうち3行が撤退し、韓国の銀行も事務所を閉鎖した。邦銀も事務所閉鎖あるいは事業縮小を繰り返し2002年時点で2行がヤンゴンに事務所を残していたが、同年UFJ銀行(もと東海銀行)が事実上撤退、翌年最後に残った東京三菱銀行も業務を現地採用職員に大幅に委託する形となっている。外国銀行とミャンマー民間銀行による合弁プロジェクト¹²⁾については、1995年に6計画が申請されたが、既述のように、現在まで政府はそのいずれをも認めていない。

(2) 保険会社およびノンバンク

国有企業であるミャンマー保険公社は全国規模で営業される唯一の保険会社であり、生命保険、損害保険両分野の事業を行っている。銀行業と同様、保険事業における外国企業業務はきわめて限られている。日本企業では1996

年に三井海上火災および安田火災海上による駐在員事務所が設置され、外資との合弁としてはミャンマー国際保険会社（Myanmar International Insurance Corporation）が唯一1997年に営業が許可された。

ノンバンク・セクターも未発達であり、公式には官製のファイナンス・カンパニー1社およびリース会社1社が知られるのみである。前者は、MEBから分離する形で1992年に設立されたミャンマー小規模融資会社（Myanmar Small Loans Enterprise）で民間小企業および個人事業者に対して小規模貸付を行っており、後者は民間銀行のミャンマー・オリエンタル銀行が有するミャンマー・オリエンタル・リース会社（Myanmar Oriental Leasing Company）であり電気製品、自動車、重電機器のリースを行っている。

(3) 小規模金融

銀行部門以外の小規模金融システムとして貯蓄貸付協同組合とマイクロファイナンスの動向について触れておきたい。協同組合活動は1980年代まで主に農民支援を目的として政府主導のもと展開されていたが、1992年に新しい協同組合法が公布された。同法に基づく貯蓄貸付協同組合は2001/02年度現在、組合数1942、組合員数は43万1000人、貯蓄総額は38億5141万チャット、預金残高は63億3645万チャットと報告されている（表5）。協同組合省の発表によると、過去10年間の貯蓄貸付組合の総体数および組合員数は減少したものの貯蓄額と貸付額はそれぞれ706%および1184%増加しており、金融活動は活発化している。形態別には大部分が職域などのクローズメンバー制であるが、業種、職種を問わず自由に参加を認めるオープンメンバー制組合も存在し、2001年時点で139のオープン制貯蓄貸付組合、組合員数1万名余が確認されている。福井 [2004] によると、オープン制貯蓄貸付協同組合は、零細企業家や行商人を主な対象として、1人当たり平均5000～1万チャットの小額・短期融資（大多数は12カ月内）を行い、金利は年利25～60%の幅で設定している¹³⁾。貯蓄貸付協同組合の集積はマンガレーおよびサガイン地区に多く、良好な業績を示すものも同地区に多い。

表5 貯蓄貸付協同組合数の変遷

	組合数	組合員数 (1,000人)	出資 (100万チャット)	貯蓄 (100万チャット)	貸付 (100万チャット)
1988/89	2,641	7.24	19.6	477.55	493.54
1989/90	2,372	6.11	15.25	421.98	667.17
1990/91	2,372	5.99	15.89	492.77	835.88
1991/92	2,374	5.87	15.39	544.47	988.09
1992/93	2,346	5.50	19.07	654.69	1,044.50
1993/94	2,347	5.52	102.87	655.86	1,283.03
1994/95	2,188	5.24	280.53	1,433.66	2,411.38
1995/96	2,249	5.05	465.44	918.11	2,690.93
1996/97	2,212	4.96	500.35	1,223.83	4,013.48
1997/98	2,042	4.24	1,176.89	1,754.74	3,639.59
1998/99	2,038	4.18	1,316.56	4,487.88	16,466.93
1999/00	2,098	4.53	1,232.54	3,354.71	9,270.48
2000/01	1,964	4.16	1,104.43	3,696.54	8,483.07
2001/02	1,942	4.31	1,072.17	3,851.41	6,336.45

(出所) 福井 [2004]。

発展途上国において普及がみられるマイクロファイナンスはミャンマーにおいてはごく限られた展開にとどまっているが、その初期的な成長がみられる。1997年に国連開発計画 (UNDP) が人道的事業の一貫として、マイクロファイナンスを専門とする国際 NGO によって農村の特定地域の貧困層に小額貸付を提供するプロジェクトとして導入、2001年末時点で国際 NGO およびローカル NGO を合わせて、合計40のタウンシップにおいて23のマイクロファイナンス・プロジェクトが活動している。それら合計の債務者は約11万人、融資残高は16億チャットと短期間の間に速い成長がみられ、事業コスト回収率も高まっている¹⁴⁾。

第2節 民間銀行の発展メカニズム

1. 民間銀行の経営構造

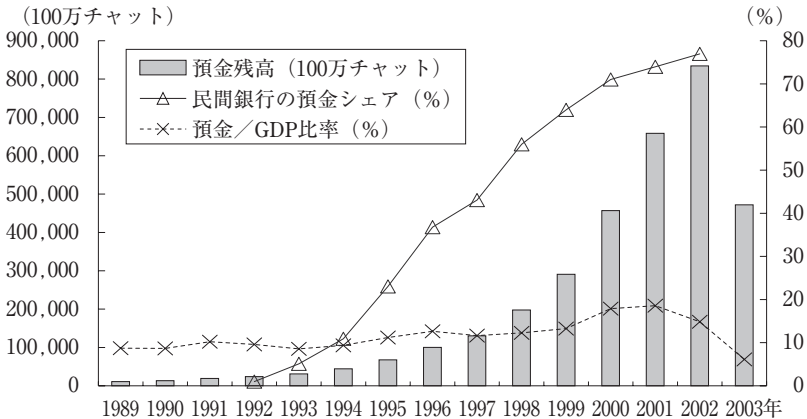
ミャンマー銀行セクターでは、銀行業への参入が民間に開放された後、新規に設立された民間銀行が急成長し、国有銀行のシェアが急落してきた。本節では、上のような金融制度の沿革と構造を踏まえ、1990年代にみられた民間銀行の発展に焦点をあてて、急速な発展の背景にある環境やその要因について考察したい。

最初に民間銀行の経営環境を確認する。民間銀行は、支店網では国有銀行に圧倒的に劣り、金利をはじめとするさまざまな規制が経営行動を拘束する環境にあるにもかかわらず、急速に預金を伸ばしてきた。預金獲得のネットワークとなる支店網についてみれば、民間銀行合計の支店数は1998年時点では約80店程度（表2）であったのに対して、最大の国有銀行であるMEBは単独で300以上の支店を有していた。他方、ミャンマー経済は1990年代から2000年代初めまで10～50%の持続的なインフレ下にあるなかで、預金金利は10%前後（定期預金）に規制されて、実質預金金利は概ねマイナスであった。

このような状況にもかかわらず、民間銀行の参入が始まる1992年以降、民間銀行の貸出残高は急拡大し、早くも1998年には民間銀行が預金残高シェアで国有銀行を逆転している（図2）。後述のように、ミャンマーとほぼ同じ時期に民間銀行の参入が始まったベトナムやラオスでは、現在でも国有銀行が預金・融資残高シェアで70%以上を維持していることを考えると、ミャンマーの民間銀行の急成長は際立ってみえる。

次に、民間銀行の経営構造に関して、民間銀行合算のバランスシートの推移を表6にまとめる。この表からは以下のことが読みとれる。第一に、預金の急激な伸びに対して自己資本の伸びが追いついていない事実が確認できる。2003年2月の銀行取付け時に焦点となる（預金残高／自己資本）比率も1992

図2 預金残高と民間銀行のシェアの推移



(注) 預金残高と民間銀行のシェアは年末値。預金/GDP比率は、各年末の預金残高と各年度(4月から翌年3月)のGDPの比率をとっている。

民間銀行の預金シェアの算出には、*Selected Monthly Economic Indicators*に記載の民間銀行の定期性預金と*Statistical Yearbook*に記載の民間銀行の要求払い預金の和を*IMF International Financial Statistics*に記載の商業銀行の預金残高合計で割っている。

(出所) IMF [various years], Central Statistical Organization [various issues (monthly)] [various years]。

年の1.5倍から、2001年には、17.9倍に達している。第二に、自己資本比率の低下に対応するかたちで、1998年から2000年にかけての預金の膨張下で預貸比率が下落し、国債保有残高が急増しているのが目立っている。預貸比率は1997年の86.8%から2000年には49.2%まで低下している。一方、総資産に占める国債の比率は、1998年の7.3%から翌1999年には30.6%へと急上昇している。この国債の利回りの水準は非常に低く、1998年から1999年の規制預金金利が定期預金(9カ月定期)で11%から13%であったのに対して、5年物国債の利回りは11~14%と辛うじて上回っていたものの、2000年と2001年には定期預金金利(9カ月定期)9.75%に対して、国債の利回りは9%と、定期預金金利を下回っている。

このような収益率の低い国債の保有残高が急増したことにはいくつかの解釈が可能であろう。ひとつは、プルデンシャル規制のために保有せざるをえ

表6 民間銀行の

	1992	1993	1994
銀行数	4	8	13
流動資産	273	881	2,188
現金	114	322	581
中銀預け金	154	547	1,584
投資	14	14	35
貸出	180	1,294	3,516
証券投資	14	49	374
総資産	522	2,373	6,557
預金	230	1,578	4,840
資本勘定	152	415	842
預金／資本勘定	1.5	3.8	5.7
資本勘定／(貸出+投資)	78.2%	31.8%	23.7%
預貸比率 (貸出／預金)	78.1%	82.0%	72.6%
準備金比率 (流動資産／預金)	118.6%	55.8%	45.2%
流動性比率 ((流動資産+証券)／負債)	77.4%	47.5%	44.8%

(注) 年末値。証券投資のほとんどは国債によって占められている。資本勘定の定義は払込み資
(出所) Central Statistical Organization [2002] より計算。

なかったという見方である。ミャンマーではリスク加重自己資本比率を10%以上に維持するという規制が存在する。1998年の資本金／(貸出+投資)比率は11%にまで低下しており、自己資本比率規制を満たすために、民間銀行は当局が流動資産と認めている国債の保有比率を高めたとみることができる。もうひとつは、流動性ショックに備えるために、国債がある程度積極的に利用されていたという見方である。金融市場が未発達で、銀行間市場が十分に活用できない場合、個別の銀行で流動性を維持する必要がある、そうした目的に国債が利用されていたとも考えられる。

2. 民間銀行の発展の背景

以上のように、ミャンマーの民間銀行は2003年初頭の取付けが発生するまで、必ずしも良好とはいえない経済環境にありながら、かなり急速に成長してきた。ここでは、その背景として、預金者側と銀行経営主体の二つの側面

合算資産負債表

(単位: 100万チャット)

1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
15	21	20	20	20	20	20
6,884	13,810	17,655	33,190	36,246	52,725	82,290
3,339	4,599	8,913	15,838	19,691	31,358	54,101
2,397	8,093	6,258	11,027	8,233	10,616	16,297
220	1,799	1,920	19,864	973	1,466	2,089
9,719	26,223	50,488	60,866	97,066	159,807	309,561
809	1,535	5,081	10,209	70,374	102,091	133,903
20,034	48,393	84,339	139,240	229,716	382,650	590,987
15,705	37,014	58,156	110,784	186,169	324,580	487,101
1,546	4,731	7,363	8,913	13,325	19,053	27,238
10.2	7.8	7.9	12.4	14.0	17.0	17.9
15.6%	16.9%	14.0%	11.0%	13.6%	11.8%	8.7%
61.9%	70.8%	86.8%	54.9%	52.1%	49.2%	63.6%
43.8%	37.3%	30.4%	30.0%	19.5%	16.2%	16.9%
41.6%	35.1%	29.5%	33.3%	49.3%	42.6%	38.3%

本金と利益準備金の合計である。

における誘因の問題を指摘したい。

まず、預金者の行動の問題としては、実質預金金利がマイナスの環境下でなぜ民間銀行の預金が増えたのか、という点が最大の疑問である。この点については以下の可能性を考えることができる。すなわち、すでに民間銀行の参入の時期には、改革による実物経済の成長によって、貯蓄手段や決済手段としての銀行サービスへの潜在的な需要が高まっていた可能性である。そして、既存の国有銀行の提供するサービスの利便性が向上しない環境下で¹⁵⁾、民間銀行による金利付き要求払い預金や迅速な地方送金など新しいサービス¹⁶⁾の利便性が、預金サービスへの需要を喚起したと推測することができよう。

また、預金金利に関しては、一般に、代替的金融資産が限られている途上国では、預金の実質預金金利への弾力性が低いことが知られている。さらに、インフレ下において、銀行預金はたとえ低利であっても利子が支払われ、部分的にはインフレをヘッジできるので、現金よりも有利な資産となりうる。

そうした基本的属性に加えて、支店の増加などで送金、決済などでの利便性が高まれば、他資産から預金へと保有手段のシフトが生じる可能性が考えられよう。

次に、民間銀行の設立主体の側にも民間銀行の急成長をもたらす誘因があったと考えられる。ミャンマーの民間銀行の経営主体のうちで、貿易業ないし不動産・建設業などを母体としたグループの銀行について、その設立主体にとっての銀行業への参入動機を考えると、民間銀行の資産規模の拡大にはいくつかの必然性があったようにも考えられる。

第一は、設立主体の資金需要の側面である。企業と資金供給者との間の情報の非対称性が大きく、外部からの資金調達のエージェンシー・コストが高い環境下では、設立者の集団が、企業グループ内に銀行を設立し、実質的な内部資金として預金の動員をする動機をもちうるといふ点である。預金の急激な拡大は、規制金利による低収益性にもかかわらず、企業グループが実質的な内部資金の確保・拡充のために、支店網を拡張するなどして、積極的に預金増大を図った結果であるという解釈も可能であろう。これらの銀行のグループ外の製造業への融資が限定的であったとみられている点は、その傍証として指摘することができる（Wang [2004] 参照）。このような動機から設立された銀行が、グループ以外の製造業などの設備投資に資金を供給するには、何らかの属人的なネットワークによるモニタリングが可能な場合を除いて、困難だからである。これに関連して、一般的な移行経済と異なり、国有企業の銀行からの借入が禁止されていたため、国有企業との関係が遮断され、強制的な貸出などによる収益のロスが少なかったことも、急速な成長の背景にあった要因として、指摘できよう。

第二に、銀行の経営環境が、預金の獲得によって高いレバレッジ（負債・資本比率）を確保することが、それ自体収益性にとって重要であった点を指摘することができる。激しいインフレと金利規制により実質貸出金利がマイナスであっても、預貸金利スプレッドが確保されていれば、預金残高の拡大が、自己資本に対する利回り（ROE）の上昇につながる。実際に、2002年末

の時点で、最大手のAWBは57倍、ヨーマ銀行は30倍にまでにレバレッジを高めていた(Wang [2004] 参照)。

なお、国有銀行の低迷も、民間銀行に発展の余地を与えたという意味で、前提的環境として重要な要因であったといえることができる。国有企業が国家基金勘定(SFA)を介して財政から未分離なもとの、ミャンマーでは国有銀行が国有企業への貸付資金の調達のために家計から貯蓄を動員するということはなかった。国有銀行に積極的な役割は与えられず、「立ち枯れ」の状態ですらサービスも旧態化していった。このことは、民間銀行が潜在的な預金サービスへの需要を掘り起こし、利潤動機によって預金を拡大することのできた前提条件となっているといえる。

第3節 2003年2月の銀行取付け

ミャンマーの銀行部門は、政府の積極的な育成政策もなく、金融抑圧的な構造のなかの部分的な自由化のもとで、民間銀行が主体となって自律的な発展を遂げたといえる。そして、2003年の銀行取付けは、そうした民間主導で成長してきた金融システムが、金融行政との関係で安定性を維持できない段階に至ったことを示唆する大きな転機として捉えることができる。

ここでは、銀行取付け前後の、銀行部門をめぐる環境について整理し、危機に対する政府の対応について評価を試みる。

1. 銀行取付けの経緯

2003年の銀行取付けは、2月初旬に民間銀行最大手AWBの不祥事の噂を発端として、2月6日前後にはAWBの各支店での預金引出しのための行列が目立ちはじめた。噂の背景には、後述する2002年の後半からの総合金融サービス会社(General Service Companies: GSCs)と呼ばれるインフォーマル

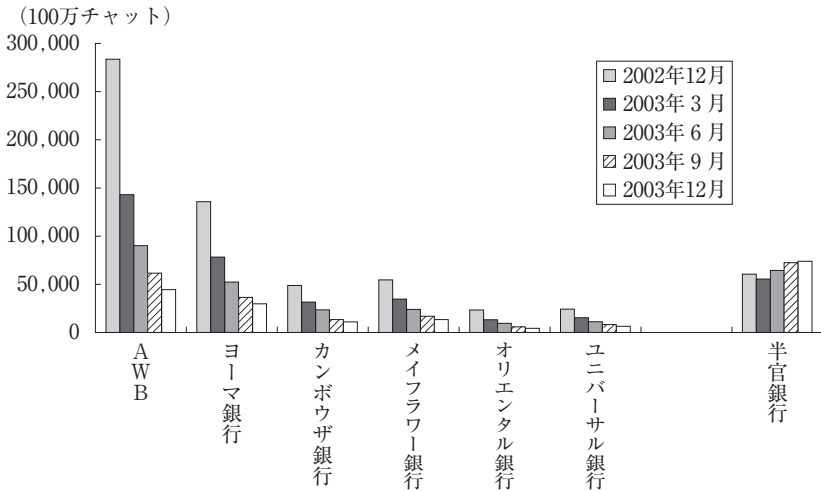
金融会社の相次ぐ破綻があったため、AWBは2月8日の年次総会において「AWBを含む民間銀行は、GSCsとは異なり、中央銀行法と金融機関法に則って組織されており、中央銀行の監督と支援のもとで金融サービスを提供している」との声明を発表し、GSCsとの違いを強調した。2月10日には中央銀行総裁が記者会見を行って同じ趣旨の声明を出し、2月16日には政府首相も「民間銀行は安全である」との声明を出している。

しかし、こうした声明の間にも、預金流出は続き、取付けは他の大手民間銀行へと波及していった。個々の銀行は、預金の引出しに対して、上限を設定するか、1日当たりの預金取扱い人数を制限するなどして対応したが、2月17日には中央銀行がこれらを追認するかたちで、すべての銀行に対して、一口座の引出し金額を1週間当たり50万チャットに制限する規制を発表した。さらに預金引出しが続くと、2月24日の時点では制限額は10万チャットまで引き下げられた。一方、市中では決済のためのチャット現金が不足し、2月中旬のブラックマーケットでのチャットの対ドル為替レートが1週間で1ドル=1000チャットから1ドル=900チャットへと増価したとの報道もなされている¹⁷⁾。

民間銀行は、中央銀行からの流動性支援を要請してきたが¹⁸⁾、取付けから約2週間が経過した2月21日になってようやくAWBを含む大手3行への総額250億チャットのローン供与が発表された¹⁹⁾。しかしAWBは2002年末時点で2500億チャットの預金を保持していたため、この流動性供与は、AWBの預金の10%未満にすぎなかったことになる。その一方で、中央銀行は2月の中旬から民間銀行に対して、3月末までにローン残高の20~50%を早期に回収するよう通達した。また2月26日には、中央銀行が民間銀行の口座間の送金を禁止した。この頃までには、銀行発行のクレジットカードも使用停止となっていた。

図3は危機前後の主要民間銀行の預金残高の推移を示したものである。取付けは8月から9月あたりにはほぼ収束するが、AWBの預金残高は危機前の4分の1程度にまで縮小した。また新規の預金・ローン業務が禁止される

図3 危機前後の(所有形態別)民間銀行の預金の推移



(注) 半官銀行はミャワディ銀行, インワ銀行, ミャンマー畜産水産開発銀行, ミャンマー工業開発銀行, コーポレティブ銀行の5行の合算。

(出所) 福井 [2004: 表3], Wang [2004: Table6] より筆者作成。

一方で、ローンの回収は続けられ、3月末に区切られたローン回収期限は、5月末に延長され強制的な回収が続いた。取付けにあった銀行のうちの3行の通常業務への復帰が認められたのは、ようやく2004年2月になってからであった。

銀行危機への対応として、ミャンマー政府はプルデンシャル規制を大幅に強化し、2004年時点では次のような規制が実施されている。第一に、急激すぎる預金増大と自己資本比率の低下の抑制を目的に、それまでリスク加重で10%に維持する形式をとっていた自己資本比率規制を、預金残高を払込み資本金の7倍までに制限する「資本金・預金比率規制」に変更した。第二に、民間銀行のインターバンク・ローンを禁止した。この措置は銀行間の危機の伝播を防止することがその目的と考えられる。第三に、ボラテリティーの高い債務を抑制する一時避難の措置として、要求払い預金が禁止された。また、預貸率の上限規制(70%)も導入された(Wang [2004])。

2. 原因諸説

このような銀行取付けが発生した背景として、インフォーマル金融機関である GSCs の相次ぐ破綻が預金者へ取付け行動を連想させたことを指摘する見方が多い²⁰⁾。そして、直接的な契機としては、AWB の財務悪化を想起させるいくつかの報道や噂があげられている。第一は、AWB が中国の会社との投機的取引によって巨額損失を出したという噂である²¹⁾。第二は、AWB 頭取の「株式の公開化」という発言が「国有化」と誤解されて流布したという噂である（福井 [2004]）。そして第三は、2月上旬に出版されたビジネス誌 *Living Color* 2月号の記事で²²⁾、ここでは、AWB が自己資本の50倍以上の預金残高を抱えていること（ヨーマ銀行、カンボーザ銀行〈Kanbawza Bank〉もそれぞれ32倍と8倍）が批判的に書かれている。以上の噂や報道は、いずれも AWB をはじめとする民間銀行の財務状態の不透明性と支払い能力（ソルベンシー）への疑念が素地となっているといえる。

この他に、取付けの背景として指摘される要素としては、第一に、後述する2002年6月のマネーロンダリング防止法の立案がある。第二に、不動産投機とバブルの終焉もあげられているが、実際に不動産価格は2002年末より下落傾向にあったものの、取付けの直接的要因となったという見方は少ない（福井 [2004]）。第三に、2月1日の財政歳入大臣の更迭による、市場の心理的不安が引き金となったともいわれている。

3. 総合金融サービス会社（General Service Companies: GSCs）

以上のさまざまな見方は、必ずしも確固たる裏付けのあるものではないが、このなかで2002年後半からの GSCs の破綻は、民間銀行の大規模な取付けの背景として重要な変化であり、かつ事実関係がある程度明らかになっている。ここでは、この GSCs についての事実関係を確認しておこう。

民間銀行が、1997年5月に営業許可されたインワ銀行で20行を数えた後、新規参入が停止したのに対して、その後インフォーマル金融ビジネスを展開する GSCs と呼称される会社群が急増した²³。GSCs は一般の会社法ないし協同組合法に基づき設立された事業会社であり、「本業」として不動産、ホテル、観光、鉱工業、漁業などに従事する一方、さまざまな投機を行い「投資家」に利益を還元する一種の金融ビジネスを展開した。投資対象は不動産、貴金属、ドル、FEC、自動車、電話などさまざまであり投資資金として「預金」あるいは「株」と銘打った金融商品を事業会社・個人に販売してきた。投資家に喧伝する「預金金利」は月利2～6%（主に1カ月から最長1～2年の定期商品）と銀行規制金利をはるかに上回る設定を行い、本来ファイナンス・カンパニーを法的に位置づけるべきミャンマー金融機関法や中央銀行の指導・監督を遵守するものではなかった。ドル投資などは当然のことながら非合法である。

こうしたインフォーマル性にもかかわらず、GSCs による金融ビジネスは当時大衆に広く知られており、その金融商品は口コミのみならず新聞などを通じて募集されていた。ヤンゴンとマンダレー両地区を中心に約20社の存在が確認されており、なかには子会社を複数有するグループ企業を形成しているものも存在した。「預金」動員はヤンゴン、マンダレーのみならずその他の都市、農村部からも行っていた。また、GSCs は民間銀行からも資金調達をして投資を行っていたと思われる。GSCs の社数は正確には不明であるが、これら GSCs の資金動員規模は2002年半ばにはフォーマルな金融機関合計の4分の1に達したとの推計も報告されている。

急増した GSCs は2002年に相次いで破綻を迎える。大手のティッサーパンキン (Thitsar Pan Kin)、マハーダナン (Maha Danan)、ナインアウンミエー (Naing Aung Myay) は2002年半ばから末にかけて業務停止あるいは清算を発表、「預金者」に対しては元本のみの償還が通知された。その他の GSCs も逐次清算され2003年3月頃までに GSCs による金融ビジネスはほぼ完全に消滅した。この事象によって金融部門の不安定性が社会に広く知られることとな

り、銀行危機を惹起した一要因となったとの見方は有力である。

GSCsによる金融ビジネスの急増と急激な破綻には、企業および家計による潜在的な貯蓄需要の高まりに加えて、1990年代後半以降の資産市場価格の推移が大きく影響していたものと思われる。1997年以降の不動産市場の推移を調べたWang [2004]は、資産価格の頭打ちが、そもそも高リスクな投機行動を前提にした非合法的事業に大きな影響を与えた可能性を指摘している²⁴⁾。

4. マネーロンダリング防止法とその後の推移

2002年以降のミャンマー金融部門の環境変化として、マネーロンダリング防止法がある。ミャンマーの大手民間銀行の一部には、麻薬ビジネスとの関連が絶えず噂されているものもあり、ミャンマー政府は経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD）金融活動作業部会²⁵⁾をはじめとする国際社会から対応を求められてきた。2001年9月の米国テロ事件以降、とくに圧力が高まり、ミャンマー政府はこれを受けて、2002年6月にマネーロンダリング防止法を立案した。そして大口の定期預金保有者の調査がほめかされると、同法の施行による口座凍結を恐れた麻薬関連資金が、こうした銀行から流出していったと憶測されている。急激な預金の流出に対応するため、政府はマネーロンダリング検査の対象を法律の施行以降の口座に限るとの変更を余儀なくされた²⁶⁾。これによって事態はいったん沈静化する。

次に事態が変化したのは大規模な取付け発生を経た2003年11月に、アメリカ財務省からアメリカの銀行へ、マネーロンダリングの嫌疑からAWBおよびミャンマー・メイフラワー銀行との取引禁止が通達されたときであった。ミャンマー政府は、翌12月にマネーロンダリング防止法を施行して、上記2行の査察のための調査委員会を設立し、査察を継続している。2004年末現在、これらの2行は実質的に営業停止状態におかれている。結果的に、マネーロ

ンダリング防止法は、危機前に預金増加への一時的なブレーキとなったばかりでなく、危機後の預金回復を押しとどめる要素ともなったといえる。

他方、銀行セクター全体に目を向けると、2004年初め頃からやや回復する傾向をみせている。取付け後には、コーポレーティブ銀行 (Cooperative Bank) が同じ協同組合系のコーポレーティブ・プロモーターズ銀行 (Cooperative Promoters Bank)、コーポレーティブ・ファーマーズ銀行 (Cooperative Farmers Bank) を吸収合併するなどの小さな再編があり、取付けの影響の少なかったカンボザ銀行、ミャワデイ銀行は、預金を回復しつつあり、実質的に営業停止に陥って預金が出している AWB、ミャンマー・メイフラワー銀行およびヨーマ銀行の3行と対照を成している。2004年7月段階で、民間銀行上位3行の預金残高はカンボザ銀行500億チャット強、ミャワデイ銀行432億チャット、コーポレーティブ銀行240億チャットとなっている (Myanmar Times, July 19-25, 2004)。

5. 銀行取付けと政府の対応についての考察

事後的にみれば、危機当初の政府の対応は、必ずしも適切ではなかったようである。預金の流出が始まると、政府・中央銀行は、民間銀行の健全性のアナウンスに努めたが、流動性の供与が遅く、かつ不足した。結果的に、預金の引出しが制限され、これが取付けを悪化させたとみられている (Turnell [2003], Zaw Oo [2003])。また、ローンの早期回収の通達も、銀行取付けの経済へのダメージをより深刻にしたと考えられている。こうした銀行取付けへの政府・中央銀行の一連の対応からは、民間銀行の急速な拡大が、金融行政との関係で安定性を維持できない段階に至っていたことが示唆される。

銀行危機の波及に目を向けると、預金流出が大きかった民間銀行は AWB を含めて6行で、これらはいずれも民間企業を母体として急速に規模を拡大した銀行であることがわかる。既出の図3をみると、主要民間銀行の預金残高の半分以上が流出している一方、いわゆる「半官銀行」の預金流出は比較

的軽微で、むしろ大手行から流出した預金の一部を吸収しているようにも見受けられる。このことを事後的にみれば、銀行取付けは、預金者が前者の民間銀行の企業グループへの関連企業貸出などの不透明な財務体質を懸念し、かつ政府・軍が関与していないことから、政府による救済の可能性が低いと理解した行動によって生じた面が強いと捉えることもできる。

危機後のプルデンシャル規制の強化について、預金残高を払込み資本金の7倍までに制限する「資本金・預金比率規制」には注意が必要である。これは、民間銀行の自己資本強化を目的としているともいえるが、民間銀行の資本調達が困難である状況を勘案すると、実質的には預金残高の増大を妨げる規制となっている。今後の民間銀行の発展の抑制要因ともなっているのである。

第4節 ミャンマー金融システムの CLMV 各国との比較

最後に、視点を変えて、このように15年の間に民間銀行の急成長と銀行危機を経験したミャンマーの銀行セクターを評価するひとつの軸として、同時期に移行経済的改革を経験した他の CLMV 各国の金融システムとの比較検討を行いたい。他の諸国では1990年代前半に金融システムの再編が行われてから、とくに支配的業態においてそれぞれに異なった展開をみせている。カンボジアでは、全般的な自由化が進むなかで、銀行セクターでは、地方の農村開発金融機関がわずかに存在していることを除いては、都市部の民間銀行による商業・貿易金融が中心となっている。ラオスでは、国有銀行による国有企業への貸出が大きな割合を占めており、民間銀行の活動はビエンチャンにおいて外国銀行による貿易決済業務が目立つ程度である。ベトナムも、ラオスと同様に国有銀行による国有企業への貸出が顕著である。各国の金融システムはこのようになりに多様であるが、このなかでのミャンマー金融システムの特徴の位置づけを考えてみたい。比較の主な注目点は、二層銀行シス

テムへの移行と民間の参入過程，各国で経験した銀行システムの不安定化の経緯と対処，および財務面からみた銀行業の産業構造である。

1. 二層銀行システムへの移行と民間銀行の参入

1980年代末より CLMV 各国では銀行セクターの再編が行われるが，各国の市場経済化の形態に対応して，銀行セクターの再編にもそれぞれの特徴がみられる。ラオスとベトナムの移行のアプローチは，漸進的な国有企業改革として特徴づけられる。そのなかで国有銀行は，国有企業への資金供給の役割を担い，銀行セクターの中核をなしている。ミャンマーでは，本格的な国有企業改革が先送りされる一方で，民間部門の経済活動の自由化が進められた。国有企業改革として，国有企業の銀行借入が禁止され，政策的融資による不良債権の累積を防止したものの，経営問題には手をつけずに SFA を導入して国有企業を中央政府の財政に編入するという，結果的には逆行的な措置が実施されてきた。そうした改革のなかで，国有銀行はその役割が明確化されないまま今に至っている。なお，カンボジアでは，国有企業部門が内戦などを背景として操業が低迷もしくは休止状態にあったため，民営化も比較的スムーズに進展した。銀行システムの再構築においても，国有銀行の役割が限定的になっているのが特色である。

表7は，CLMV 各国の銀行セクターの概略を示したものである。二層銀行システムへの移行は各国で同時期に開始され，民間の銀行業への参入が自由化された。民間銀行の設立は，ミャンマー，カンボジア，ベトナムで，1990年代前半に相次いでいる。カンボジアでは，自由化当初，カンボジア系外国人（在外カンボジア人）による小規模な銀行が乱立した。ベトナムでは，1992～93年に民間銀行設立のピークを迎えるが，この時期に設立された銀行には，脆弱な信用組合の整理・統合によってできた銀行が多数含まれている。また，民間銀行の株式については，その10%以上を国有企業が保有することが義務づけられており，純粋な民間資本の銀行は存在しない。ラオスでは，

表7 CLMV 各国の銀行部門の概要

	ミャンマー		カンボジア		ラオス		ベトナム	
移行の開始時期								
二層銀行システムへの移行	1976/1990		1989		1988		1988	
中央銀行法・金融機関法の改正	1990		1989		1990		1990	
民間・外国銀行の参入	1992		1991		1989		1991	
	1997年 12月	2002年 12月	1997年 12月	2004年 7月	1997年 12月	2002年 12月	1998年 12月	2002年 12月
銀行数								
国有商業銀行	3	3	1	1	7	3	4	5
国有銀行	1	1	0	0	1	1	0	0
民間銀行	20	20	20	8	0	0	51	39
外資合弁銀行	0	0			2	3	4	4
外国銀行	0	0	2	2	0	0	0	0
外国銀行支店	0	0	7	3	7	7	23	27

(注) 国有銀行とは、中央銀行の管轄外のいわゆる政策金融機関を指す。ここでは、ミャンマー、ラオスともに農業銀行である。

この表で、カンボジアについては、民間銀行と外資合弁銀行の区分けをしていない。

(出所) ミャンマー：Wang [2004]，カンボジア：IMF [1999b] [2004]，ラオス：Economic Research Department [2001] および Bank of the Lao, PDR [2003]，ベトナム：IMF [1999a] および State Bank of Vietnam [2003]。

民間人の外国人との合弁による銀行以外に民間銀行の設立をみていないが、これは民間銀行を設立できる経済主体の存在が限られているためとも考えられる。

ミャンマーを除く3国では、銀行業の参入自由化は、外国銀行も対象としており、国有銀行あるいは国内民間主体と外国銀行・外国人との合弁による銀行の設立や外国銀行支店の開設が実現した。外国銀行支店は、当該国に進出している自国企業向けへの業務を目的として設立されるケースが、カンボジアとラオスでは目立っている。ラオスでは7行中6行、カンボジアでは外国銀行支店7行中3行が、それぞれの国との経済関係の強いタイの銀行である。ミャンマーは、第1節で触れたように1990年代の前半に多数の外国銀行の駐在員事務所が開設され、合弁による銀行の設立も計画されたが、当局の姿勢の変化により計画は頓挫し、銀行業務は未だ外国銀行には開放されていない。

表8 各国の金融深化の度合い

	(%)			
	ミャンマー	カンボジア	ラオス	ベトナム
M2/GDP	34.3	21.2	18.2	61.4
預金/GDP	18.7	15.4	17.0	47.5
貸出/GDP	11.0	8.6	7.9	43.1
国有企業への貸出/GDP	n.a.	0.0	2.0	16.7
国有銀行のシェア				
国有銀行の貸出シェア	20.1	9.5	53.5	75.9
国有企業向け貸出/国有銀行貸出	n.a.	0.0	73.4	91.2
国有銀行の預金シェア	26.0	19.3	73.6	74.3
与信に占める国有企業	n.a.	0.0	25.4	38.7

(注) ミャンマーは2001年, ベトナムは2002年, カンボジア, ラオスは2003年の数値である。

(出所) ミャンマー: Central Statistical Organization [2002], IMF [various years], カンボジア: IMF [2004], Unterobderdoerster [2004], ラオス: IMF [2005], ベトナム: IMF [2003]。

表8は、CLMV各国の金融深化の指標と国有銀行のシェアを示したものである。国有銀行の預金・貸出シェアは、ラオス、ベトナムでは高く、カンボジア、ミャンマーでは低くなっている。ラオスでは、2000年末の貸出残高のシェアで見ると、国有銀行最大手の外国貿易銀行が30%以上を占め、三つの合弁銀行で計12%、外国銀行支店7行の合計で18%となっている(Economic Research Department [2001])。ベトナムでは、2000年末時点の貸出残高のシェアは、四つの国有銀行が70%を占め、残りは43行の民間銀行が12%、26行の外国銀行支店が15%、4行の合弁銀行が3%を占めている(World Bank [2002])。このような国有銀行の高シェアの背景には、支店網の優位性がうかがえる。たとえば、ベトナムでは、民間銀行に支店開設で制限があるなどの不平等な競争環境が存在し、民間最大手のアジア商業銀行の支店網は2004年現在でホーチミンなどの都市部を中心に42支店であるのに対して、4大国有銀行のひとつである工業商業銀行は全国に104支店の支店網を保有している。他方、カンボジアでは、国有銀行は外国貿易銀行1行のみで、この銀行は支店をもたず、また現在、民営化が計画されている。これらの3カ国と比較して、ミャンマーでは、国有銀行が民間銀行の支店網を大きく凌駕しているにもかかわらず、預金・貸出のシェアを急落させており、この点がミ

ャンマーの特徴といえる。

2. 銀行システムの不安定化と再建

1990年代前半に CLMV 各国でスタートした新たな銀行システムは、1990年代後半には各国で不安定化している。まず、カンボジアとベトナムでは、民間銀行のバランスシートの劣化が顕著になる。カンボジアでは、小さな市場に多数の小規模な銀行が参入したこと、アジア危機によって景気が悪化したことなどの影響により一部の銀行で支払い不能の事態に至った。当局は、1999年に銀行システム再建のため、すべての銀行に対して、プルデンシャル規制の強化と、銀行ライセンスの再審査による更新および3年以内の資本金の引き上げ（500万ドルから1300万ドルへ）の措置によってこれに対処し、所定期限内に資本金増強を達成できない銀行に対してはライセンスが停止された。2002年までの再編過程で民間銀行14行が閉鎖されている。ベトナムにおいても、設立時からの脆弱な財務体質、与信リスク管理能力不足やアジア危機後の景気の減速などを原因とした民間銀行の経営不振が、同時期に問題化し、1999年には民間銀行再建のための包括的な計画が立案され、民間銀行の資本強化、整理・統合が行われている。

ラオスとベトナムでは、国有銀行の経営問題はその規模と解決の困難さにおいて、より深刻な問題である。国有企業と国有銀行の経営改革が遅滞するなかで、国有銀行から国有企業への資金の供給が継続され、国有銀行の不良債権は拡大していった。ラオスでは、1994年に国有銀行に対して資本注入による不良債権処理が実施されたが、国有企業向け不良債権はその後も拡大を続けた。その後、国有銀行は、1998年の7行から3行へ再編され、遅延債権のある国有企業への追加融資の原則禁止などの改革が進められている。ベトナムでも、国有企業向け不良債権問題は深刻で、IMFの推計によると国有銀行の不良債権は1997年末時点でローン残高の30～35%に達し、その大半が国有企業向けであった（IMF [1999]）。政府は、不良債権処理の促進と経営

健全化のため国有銀行への資本注入を度々実施しており、経営改革による与信リスク管理能力の向上が目下の課題となっている。

ミャンマーと他の3国を比較すると、銀行システムの不安定化、とくに民間銀行の経営不安は、ある程度類似した現象ともいえるが、銀行取付けが大規模であった点でやや特異である。危機あるいは不安定化の後の政府の対応については、プルデンシャル規制の強化、とくに各銀行の自己資本の強化は、各国で共通した対応といえる。しかし、各国での対応が最低資本金の引き上げとリスク加重自己資本比率規制を徹底したのに対して、ミャンマーで実施された預金残高を払込み資本金の7倍までに制限する「資本金・預金比率規制」はとりわけ抑圧的である。最低資本金の引き上げが銀行の規模の拡大を通じて経営安定化を図る規制であるのに対して、ミャンマーの「資本金・預金比率規制」は銀行のバランスシートの拡張を押さえ込む効果がある。

3. 銀行の財務状況

表9は、商業銀行部門合算のバランスシートを各国で比較したものである²⁷⁾。この表からは以下のことが観察される。第一に、自己資本について、ミャンマーの銀行の預金と比較したときのその比率の低さが際立っている。自己資本と貸出資産の比率をみるとミャンマーの値がもっとも低く、不良債権処理のために資本が減少しているベトナムの銀行よりも低くなっている。これらは、ミャンマーにおける急速な預金の拡大が影響していると考えられる。カンボジアの自己資本比率は、2002年までの銀行ライセンス更新にともなう資本強化と高い準備比率規制により、非常に高くなっているが、これには預金の伸びが鈍いことも反映されている。

第二に、資産面では、ミャンマーを除く3国、とくにラオスで、外国資産の保有比率が高い²⁸⁾。ただし、ベトナムにおいても個々の銀行でばらつきがあり、4大国有銀行のひとつ、外国貿易銀行 (Vietcombank) の国外預金は2001年時点で、同行の総資産の55%に達し、ローンの21%を大きく上回って

表9 商業銀行合算のバランスシートの各国比較

	ミャンマー (10億チャット)	カンボジア (10億リエル)	ラオス (10億キップ)	ベトナム (1兆ドン)
準備金	70.4	1,331.0	1,101.0	20.2
対外資産	0.0	834.0	1,717.0	70.7
貸出	309.6	1,347.0	1,778.0	231.1
国有企業向け貸出	n.a.	0.0	451.0	89.5
民間部門向け貸出	n.a.	1,347.0	1,327.0	141.6
対政府債権(ネット)	n.a.	91.0	243.0	-2.3
その他(ネット)	143.5	24.0	151.0	-4.7
うち国債	132.7	n.a.	n.a.	n.a.
総資産	523.4	3,627.0	4,990.0	315.0
預金	487.1	2,412.0	3,833.0	254.8
うち国債外貨預金	n.a.	2,301.0	2,634.0	93.6
対外負債	n.a.	318.0	790.0	9.9
対中央銀行負債	9.1	58.0	166.0	19.3
資本金	27.2	840.0	201.0	30.9
貸出/預金	63.6%	55.8%	46.4%	90.7%
資本金/貸出	8.8%	62.4%	11.3%	13.4%
準備金/預金	14.5%	55.2%	28.7%	7.9%
外貨預金/預金	n.a.	95.4%	68.7%	36.7%
為替レート(現地通貨/ドル)	450	3,980	10,467	15,368
ドルで評価した総資産額(100万ドル)	1,163	911	477	20,497

(注) ミャンマーは2001年、ベトナムは2002年、カンボジア、ラオスは2003年の数値である。ミャンマーの銀行のバランスシートは、民間銀行20行の合算であり、国有銀行を含まない。

(出所) ミャンマー: Central Statistical Organization [2002b]。カンボジア: IMF [2004]、ラオス: IMF [2005]、ベトナム: IMF [2003]。

いる²⁹⁾。こうした状況から、フォーマルな銀行システムを通じての資本逃避(キャピタルフライト)も懸念されている。

第三に、預貸比率と流動性比率の観点からは、ベトナムでは相対的に金融仲介が発展している一方、残りの3国、とくにカンボジアで、健全性が重視され金融抑圧が強い傾向がある。ただし、カンボジア、ラオス、ミャンマーの比較的低い預貸比率と高い流動資産比率については、ブルデンシャル規制の影響ばかりでなく、それぞれの銀行の流動性への対処から生じているとも考えられる。これらの国では金融市場が小さく、銀行間取引も限定的なため、それぞれの銀行が流動性ショックに備える必要がある。そのため、ミャンマ

ーでは政府証券、カンボジアとラオスでは国外の銀行への預金や準備金といった流動資産の保有を高めることでこれに対処しているとみることできる。

また、ミャンマーを除く3国の特徴として、銀行のバランスシートのドル化がある。これらの国では、移行過程での一時的な高インフレによる混乱を背景に通貨代替が進展し、預金に占める外貨預金の割合が高くなっている。カンボジアでは、預金のじつに95%がドル建てであり、ラオスでもドルやタイバツ建ての外貨預金の割合が8割近くになっている。ベトナムでも、1999年に外貨預金口座の規制が緩和されると、市中に滞留していたドルが預金として銀行システムに還流し、外貨預金の比率は4割近くになっている。こうした預金のドル化は、銀行の資産側での外国資産へのシフトと相まって、銀行のバランスシートのドル化につながっている。一方、ミャンマーについては、ドル化の実態は定かではない。2000年3月末時点の預金残高（国有銀行と民間銀行の合算）3195億チャットのうち、外貨建て預金は45億チャットとなっている（ADB [2001]）。また、民間銀行の外国為替業務は1998年以降禁止されて、国有銀行へ集約されている。こうした状況から、民間部門の外貨資産はフォーマルな銀行セクターの外で滞留している可能性が推測される。

金利については、ミャンマーを除く3国では1990年代中頃より実質預金金利は概ねプラスである。ラオスでは、アジア通貨危機後の1998～99年に年率100%以上の激しいインフレを記録するが、預金者は外貨預金によってインフレをある程度ヘッジできたとみられ、実際この時期には外貨預金比率が65%（1996年）から83%（1999年）へと上昇している。ベトナムでは、インフレが沈静化した1990年代半ばから、預金金利は現地通貨建てでもほぼプラスである。また、預貸金利スプレッドについては、金利が自由化されているカンボジアで15%と高く、規制色の強いベトナムでは、3～10%程度に抑えられているのが対照的である。これらと比較して、ミャンマーでは年率20～30%程度の持続的なインフレと金利規制により、預金金利、貸出金利とも実質でマイナスとなっている。預金者にとっては預金の実質的な資産価値の減少につながり、名目的には5%程度の預貸金利スプレッドをとる銀行にとって

も、実質では収益性は低い状況にある。

4. 第4節のまとめ

以上のように CLMV 諸国の銀行システムの比較によって、ミャンマーの金融システムのいくつかの特徴を見いだすことができた。第一に、国有企業と銀行セクターとの関係では、銀行業全般に国有企業向け貸出が禁止されているなかで、民間銀行の成長が著しいことである。これは、国有銀行が、国有企業への資金供給の役割を担い、銀行セクターの中核を占めているベトナム、ラオスと対照的である。また、ベトナム、ラオスにおいては、国有企業向けの多額の不良債権の処理と防止が目下の政策課題となっているが、ミャンマーでは、国有企業の不採算は財政赤字によるインフレを通じて経済全体に負担されている。他方、ミャンマーとならんでカンボジアでも民間銀行の成長が顕著であるが、カンボジアでは経済全般で民営化、自由化が進んでいるのに対して、ミャンマーでは国有企業改革は未解決の課題である点が、両国の大きな違いである。

第二に、他の CLMV 諸国と比較した場合のミャンマーの特徴として、金融抑圧的な政策が指摘できる。持続的なインフレのもとでの金利規制により、実質預金金利ばかりでなく実質貸出金利も、1990年代初めよりほぼマイナスに陥るという状態は CLMV 各国のなかでは特異である。また、銀行取付け以前の時期から、民間銀行の預貸比率「貸出／預金比率」は低く、その一方で利回りの低い国債が大量に保有されており、収益性が圧迫されている。さらに、銀行危機後の対応策についても、預金残高を自己資本の7倍までに制限する「資本金・預金比率規制」は、他国の銀行セクターの自己資本強化策と比べて、預金の拡大を妨げる抑圧的な色彩が強い。

第三に、銀行セクターの対外的な閉鎖性も、ミャンマーの特徴である。ミャンマーでは CLMV 各国のなかで唯一、外国銀行に銀行業への参入が認められていない。外国為替業務も、1998年以降は民間銀行の取扱いが禁止され、

国有銀行へ集約されている。結果的に、民間銀行の負債面において、他国にみられるような預金のドル化が進展していないことも、ひとつの特徴である。

まとめ

本章では、最初に、金融制度の沿革と金融システムの中核を占める国有銀行、民間銀行の一般的特徴や成長の経緯を整理した。ついで民間銀行の成長過程における経営構造の特徴を検討し、さらにこうした民間銀行の成長過程が現在直面している2003年2月の銀行取付けの問題を、成長の背景にあったミャンマーの経済環境との関連に留意しつつ、整理・考察した。最後に、こうして浮き彫りとなった1990年代以降のミャンマーの金融システムの特徴をより一般化して理解するために、それらがインドシナの移行経済諸国と比較してどのような共通点をもち、また相違点をもつかについて、観察を行った。

ミャンマー金融システムにおいては、1990年代初期の改革により、国有企業の銀行借入が禁止されたこともあり、国有銀行が国有企業の債務を明示的に負担するわけでもなく、国有銀行は役割そのものが明確にされないまま停滞を続けている。結果的に、銀行部門が財政部門の債務の負担を強いられ、それによって金融システムの成長が阻害されるという、移行経済がしばしば直面するメカニズムが、一定程度回避されてきた。むしろ、国有企業の不採算は直接的に財政悪化を招き、それがインフレというマクロ経済面での問題につながっている。

一方、民間銀行は、金融抑圧的要素の強い環境のまま、部分的な新規参入の開放によって、自律的に成長を遂げてきた。民間部門の金融システムは、国内民間資本の集中的な参入によって急速に拡大してきたにもかかわらず、2003年まで比較的安定して成長を遂げてきた。これはたとえば、同じ民間主導でありながら、外資や在外カンボジア人に銀行業を開放し、5年程度の間には銀行破綻を経験したカンボジアとは対照的であり、ミャンマーにおける顕

著な特徴である。このことは、国有銀行の停滞と、金融部門における対外開放度合いの低さというミャンマーの政策環境の帰結であると同時に、貿易の開放によって力をつけた国内の民間資本が、政治的・行政的混乱のもとでも比較的力強く成長してきたことも反映しているとみることもできよう。

もちろん、2003年の銀行取付けとその後現在まで続く混乱は、そのように民間主導で成長してきた金融システムが、実物あるいは政府部門との関係で安定性を維持できない段階に至ったことを示唆しており、その本質的な構造に対応した再構築が急務となっている。金融監督、プルデンシャル規制の体制は、未だ試行錯誤的な部分が多く、それは銀行取付け後の当局の一貫しない対応に如実に現れてもきた。

現段階では、銀行取付け後に閉鎖された銀行業務の再開やその後の民間銀行の再編の方向性は見えてきていない。金融システムの今後の再編や金融行政の制度整備が、どのような方向に収束していくかを判断するには、政治情勢や実物経済の回復過程にも関連して、もう少し時間が必要なようである。

〔付記〕 本章の内容は執筆者個人の見解によるものであり、所属する団体の見解とは一切関係ありません。

〔注〕 _____

- (1) 1962年の革命以前はイギリス系を中心とする外資系商業銀行の力が圧倒的に強く、当時のビルマの産業を支配していたといわれる。1963年の銀行国有化令はこれら外国資本の締め出しを企図したものであった。
- (2) SFA は、後述のように、実務上は MEB によって管理されており、同行のバランスシートの一部を成している。
- (3) ミャンマー証券取引センターは公開企業の株式取引を仲介しているが、公開企業数自体がごく少数に限られているため取引は非常に少ない。株式市場整備については、1992年に関連法案が起草されたが、検討はそのまま棚上げにされ現在に至るまで法整備は進んでいない。
- (4) 2000年4月に筆者の一人が行った MEB に対するインタビュー調査では、この民間インフラプロジェクト向け「政策融資」は1999年末融資残高640億チャットの約10%を占めていた。金利は11%で政府保証付とのことであった。
- (5) Mya Than and Myat Thein eds. [2000: 88] より計算。

- (6) 2000年4月の同行幹部からの聞き取りによる。なお、これには1990～93年に政府の住宅建設プログラム推進のため実施された、公務員向け無利子融資の不良化債権も含むとのことであった。
- (7) なお、MADBは1988年以前にはアジア開発銀行およびUNDPから資金を借り入れていた。
- (8) ミャワディ銀行およびインワ銀行の所有関係は、2001年2月現地調査における聞き取りによる。なお、MECとMEHはミャンマー政府が外国投資家と合弁企業を設立するときの窓口企業であり、ミャンマーにおける2大国有企业である。
- (9) ミャンマー工業開発銀行の所有関係は、2000年6月現地調査における聞き取りによる。
- (10) 2001年末民間銀行上位7行のなかで、カンボウザ銀行は華僑系ではないミャンマー人（鉱業にて成功したシャン族ミャンマー人）によって所有されている。
- (11) このうちSPAグループ企業27の業種別内訳をみると、金融4社、不動産開発5社、製造業・建設業8社、サービス業10社である。
- (12) 合弁プロジェクトを申請した銀行は、Tun Foundation BankとMay Bank（マレーシア）、ミャンマー・メイフラワー銀行とSiam City Bank（タイ）、ヨーマ銀行と富士銀行（当時、日本）、ミャンマー・シティズン銀行とPublic Bank Malaysia（マレーシア）、AWBとThai Farmers Bank（タイ）、ミャンマー畜産水産開発銀行とGlobal Commercial Bank（カンボジア）であった（Wang [2004]）。
- (13) 2002年にJICAによって行われた調査によると、調査対象の組合のうち約7割は出資（拠出）金に対する配当（年4～36%）を支払っており、利息収入によって各組合が業務運営および資金コストを回収しているものとみられる。
- (14) 融資手法では、すべての機関が無担保・集団貸付（連帯保証による）方式をとっており、そのうち半数は（連帯保証のない）個人貸付を併用している。融資期間は6カ月から12カ月であり、適用金利はほとんどのプログラムがコスト回収ベースまたは「市場」ベース（銀行金利と高利貸しの金利の間）である。最低貸付額の範囲は1500～5万チャット、最高貸付額の範囲は5万～30万チャットとなっている。マイクロファイナンス機関のパフォーマンスについては、UNDPプロジェクトは「事業自足率」（Operational Self-sufficiency）が117～227%、資本コストをカバーする「財務自足率」（Financial Self-sufficiency）は47～76%を達成している。詳しくは福井 [2004] を参照。
- (15) 国有銀行の低い利便性については、情報処理設備の不備により、預金の引出しや口座間振替などに著しく時間を要することが、2004年9月の民間銀行などへのヒアリングでも指摘された。

- (16) 民間銀行が導入したサービスには、このほかに現金自動預け払い機（ATM）や銀行発行のクレジットカードなどがある。
- (17) 2月20日時点。Irrawaddy on-line, Dec. 6, 2003.
- (18) AWBは取付けの直後から、中央銀行預入れ準備金520億チャットの引出しを要請し、中央銀行もこれに応じたとの報道もある（Zaw Oo [2003]）。
- (19) またこの他に、中央銀行はAWB、ヨーマ銀行、カンボーザ銀行の3行に対してのMEBからの流動性支援を認めたとの報道もある（Wang [2004]）。
- (20) Myat Thein [2003], Turnell and Vicary [2003], Zaw Oo [2003] などがこれにあたる。
- (21) AWBの不祥事の噂については、何種類もあり、他にAWB副会長がマカオのギャンブルで巨額損失を出したという噂、同副会長が違法金融取引のために逮捕されたなどという噂もある（Zaw Oo [2003]）。
- (22) Dr. Ko Ko, "New Year for the Private Banks," *Living Color*, No.92 (Myat Thein [2003] より再引用)。
- (23) 会社法に基づくGSCsとしてダバワ、グウェーゾウン、ティッサーバンキン、エーミンモー、グリーンミャンマー、エーヤーミューなどがあり、協同貸付組合として登録されたGSCsとしてマハーダナン、ムーディータ、リンティッサーなどがあった（Wang [2004]）。
- (24) 不動産価格の推移については、本書第1章を参照されたい。
- (25) Financial Action Task Force on Money Laundering (FATF)。
- (26) Zaw Oo [2003] はAWBでパニック的な預金の引出しがあったと報じている。
- (27) この表では、データ入手の制約から、ミャンマーの値は2001年末時点のものであり、さらに国有銀行は含まれていないことに留意されたい。
- (28) ここには国際決済業務に用いられる国外の銀行への預金が多く含まれていると考えられる。なお、ミャンマーの国際決済業務は、1998年以降、国有銀行へ集約されている。表8は、ミャンマーについては、民間銀行のみのバランスシートの集計となっているため、外国資産がゼロとなっていることに注意されたい。
- (29) これらの数字は外国貿易銀行の年次報告書に基づく。預金のドル化のため同行の負債の多くも外貨建てであり、為替リスク回避の観点からは、国外預金へのシフトは健全な行動といえる。しかし、こうした状況は一種の非金融仲介化（disintermediation）であり、経済成長の阻害要因となる可能性がある。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 西澤信善 [2000] 『ミャンマーの経済改革と開放政策—軍政10年の総括—』 勁草書房。
- 服部亮三 [1998] 「ベトナムの金融改革と銀行危機」(渡辺愼一編『金融危機と金融規制』 アジア経済研究所)。
- 福井龍 [2004] 「ミャンマーにおける金融セクターの発展と現状」(藤田幸一編『市場経済移行下のミャンマー—その発展過程および現状—』 アジア経済研究所)。
- 渡辺愼一 [1998] 「移行経済における銀行危機の特性」(渡辺愼一編『金融危機と金融規制』 アジア経済研究所)。

〈英語文献〉

- Asian Development Bank (ADB) [2001] *Country Economic Report: Myanmar, Vol.2: Statistical Appendixes*, Manila: Asian Development Bank.
- [2004] *Key Indicators 2004*, Manila: Asian Development Bank.
- Bank of the Lao, PDR [2003] *Annual Report 2002*.
- Central Statistical Organization [various issues (monthly)] *Selected Monthly Economic Indicators*, Yangon.
- [various years] *Statistical Yearbook*, Yangon.
- Economic Research Department [2001] *Economic and Financial Sector Statistics*, Lao, PDR, March.
- International Monetary Fund (IMF) [various years] *International Financial Statistics*.
- [1999a] *Vietnam: Selected Issues*, IMF Country Report No.99/55.
- [1999 b] *Cambodia: Statistical Annex*, IMF Country Report No. 99/33.
- [2003] *Vietnam: Statistical Appendix*, IMF Country Report No. 03/382.
- [2004] *Cambodia: Statistical Appendix*, IMF Country Report No. 04/330.
- [2005] *Lao People's Democratic Republic: Selected Issues and Statistical Appendix*, IMF Country Report No.05/9.
- Mya Than and Myat Thein eds. [2000] *Financial Resources for Development in Myanmar: Lessons from Asia*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
- Myat Thein [2003] "Banking Crisis in Myanmar: A Matter of Fundamentals," mimeo.
- State Bank of Vietnam [2003] *Annual Report 2002*.
- Turnell, S. [2003] "Myanmar's Banking Crisis," *ASEAN Economic Bulletin*, 20(3), pp. 272-282.

- and A. Vicary [2003] “Burma’s Banking Crisis: A Commentary,” *Burma Economic Watch*, 6 March.
- Unterobderdoerster, O. [2004] “Banking Reform in the Lower Mekong Countries,” IMF Policy Discussion Paper, PDP/04/5.
- Wang, S. [2004] “Private Banks in Myanmar (1990–2004)” (藤田幸一編『市場経済移行下のミャンマー—その発展過程および現状—』アジア経済研究所).
- World Bank [2002] *Banking Sector Review: Vietnam*, June.
- Zaw Oo [2003] “Throwing Good Money after Bad: The Banking Crisis in Burma,” *Asian Tribune*, 10 March.

付表1 ミャンマーの銀行部門の沿革

1988年	市場経済への移行開始
1990年	「金融機関法」, 「中央銀行法」, 「農業農村開発銀行法」の公布 民間銀行の設立許可 金融機関の規制・監督権限を中央銀行へ移管
1992年	民間銀行参入開始 外国銀行の代表事務所設立 (最大で49行)
1994年	民間銀行への外為業務認可
1995年	Mayflower Bank が ATM 導入 (11月)
1995年	外国銀行と民間銀行の間で合弁設立のための合意締結 (12月), 翌年には6件の合弁銀行設立申請
1997年	アジア金融危機
1997年	AWB が要求払い預金を開始, 同時期にクレジットカード導入 (10月)
1998年	民間銀行へのライセンス発行停止 同時に General Service Companies (GSCs) と呼ばれる不法金融の急成長
1998年	外為業務ライセンスを民間銀行から剥奪し, 国有銀行へ集約 (6月)
2002年	「マネーロンダリング法」立案 (6月)
2002年	GSC の破綻続発 (後半期)
2003年	民間銀行6行の取り付け, 金融危機 (2月) 中央銀行によるローンコール (liquidation) の指示 (2月)
2004年	Kanbawza Bank, Universal Bank, Oriental Bank の3行は, 通常業務に復帰 (2月)